

第 8 3 5 回 小浜市教育委員会

と き：令和 3 年 9 月 17 日（金）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

1. 会議録 第 8 3 4 回の承認

2. 報 告

報告第 1 2 号 諸般の報告 R3. 8. 25～R3. 9. 16

行事予定 R3. 9. 17～R3. 10. 31 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 2 5 号 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部
改正について (P5～P8) 【教育総務課】

議案第 2 6 号 令和 3 年度小浜市文化奨励賞被表彰者の決定について (P9～P16)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

4. 教育長報告

5. その他

議案第25号

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について承認を求める。

令和3年9月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

（8）オンライン学習通信費

第6条第2項中「教育扶助」の次に「(以下「教育扶助」という。)」を加え、「および第6号」を「、第6号および第8号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育扶助のうちオンライン学習通信費の適用を受けることができなかった場合には、前項第8号の支給を受けることができるものとする。

第6条第4項を削り、同条第5項中「し、本市内に住所を有」を削り、同項を同条第4項とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第25号 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

1) 改正理由

児童生徒の家庭におけるオンライン学習を実施した場合の保護者等が負担する通信費に対する援助費を支給するために必要な改正を行うもの。

2) 内容

小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

【改正後・現行比較】

改正後	現行
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（援助費の種類）</p> <p>第6条 就学援助の対象となる費用（以下「援助費」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8） <u>オンライン学習通信費</u></p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助（以下「<u>教育扶助</u>」という。）を受けている者は、前項第1号から第4号まで、<u>第6号および第8号</u>の支給を受けることができない。<u>ただし、教育扶助のうちオンライン学習通信費の適用を受けることができなかった場合には、前項第8号の</u></p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（援助費の種類）</p> <p>第6条 就学援助の対象となる費用（以下「援助費」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第1号から第4号まで<u>および第6号</u>の支給を受けることができない。</p>

支給を受けることができるものとする。

3 (略)

4 準要保護者のうち、本市外の小学校または中学校に在学する児童または生徒の保護者は、本条第1項第6号および第7号の支給を受けることができない。

以下 (略)

3 (略)

4 準要保護者のうち、本市の小学校または中学校に在学し、本市内に住所を有しない児童または生徒の保護者は、本条第1項第1号から第5号の支給を受けることができない。

5 準要保護者のうち、本市外の小学校または中学校に在学し、本市内に住所を有する児童または生徒の保護者は、本条第1項第6号および第7号の支給を受けることができない。

以下 (略)

3) 附則

施行日／公布の日

議案第26号

令和3年度小浜市文化奨励賞被表彰者の決定について

令和3年度小浜市文化奨励賞被表彰者を下記の者に決定したいので小浜市文化奨励賞規則第6条の規定により承認を求める。

令和3年9月17日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

記

個人	古谷 尚子	短歌・功労
	玉井 正幸	音楽・奨励
	木下 昇	演劇・奨励
	大塩 輝夫	地域文化・奨励

計 4個人

令和3年度 小浜市文化奨励賞被表彰候補者一覧

(順不同)

	候補者氏名 生年月日 住所	履歴・功績等	摘要
1	<small>ふるたに</small> 古谷 <small>ひさこ</small> 尚子	<p>氏は、小浜市文化協会創立（昭和34年4月）より、短歌の創作活動を続けられ、昭和63年4月に口名田短歌会を創立され、地元口名田地区をはじめ、小浜市の文化振興に貢献された。</p> <p>小浜市文化協会創立以来、文化祭や短歌大会では、歌評者・選者を務められ、平成7年から19年まで12年間にわたり副会長を務められた。</p> <p>また、口名田地区では、平成7年に口名田短歌会の会長を務められるとともに、口名田短歌会のみならず、中名田短歌会、音無川短歌会、わかさ短歌会、尚翠短歌会の指導にもあたってこられた。</p>	短歌 功勞
2	<small>たまい</small> 玉井 <small>まさゆき</small> 正幸	<p>氏は、平成22年2月に若狭地方在住の音楽愛好家5名で結成された若狭ギターアンサンブルの中心メンバーであり、嶺南地域の病院や施設の慰問、コンサートを開催されるなど活発なライブ活動を行ってこられた。</p> <p>また、今富地区においては地元のギター愛好家数名と今富ギタークラブを結成され、ふれあいサロンなど各種公民館行事において演奏活動を行いながら地域の文化活動を盛り上げてこられた。</p> <p>小浜市文化協会においては、平成28年から芸能部長として芸能部門を取りまとめられ、協会の運営に尽力された。令和元年に小浜市で開催された「福井県選抜芸能祭」では、指導力を発揮され、県内各市町の芸能活動の舞台発表をまとめあげて成功に導かれるなど、精力的に文化活動を行ってこられた。</p>	音楽 奨励

3	きのした のぼる 木下 昇	<p>氏は、昭和56年に「小浜劇の会久須夜」(現在の劇団久須夜)へ入会し、以来、40年間にわたり劇団の仲間と共に中央の舞台芸術を学びながら、ローカル色豊かな文化の創造を目指し、地元根差した題材を取り上げ脚本化し公演する演劇活動を行ってこられた。</p> <p>小浜市文化協会においては、長年にわたり中心メンバーとして芸能発表大会等の舞台監督を務めている他、上演されたすべての舞台において裏方の大道具をはじめ、脚本、演出、出演など、舞台の表方と裏方を経験しながら演劇活動を通して文化会館事業の舞台運営の一翼を担われている。</p>	演 劇 奨 励
4	おおしお てるお 大塩 輝夫	<p>氏は、口名田地区の文化の継承と地域の活性化を図ることを目的として、地区の有志と共に、平成21年に、よさこいチーム「糸桜吹雪(さくらふぶき)」を結成され、地域の桜祭りや敬老会、ふるさと祭り等で演舞披露をするなどして、地区に活気を取り戻す一翼を担われている。</p> <p>平成27年には、地区の子ども達だけのよさこいチーム「輝桜組(きおうぐみ)」を結成に尽力された。</p> <p>現在は、幅広い年齢層のメンバーと共に子どもたちを指導し、子ども達の健全育成と地域住民との交流に力を注がれている。</p>	地域文化 奨 励

小浜市文化奨励賞受賞者一覧

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
1	昭45	華道	丹羽弥三郎	
2	46	郷土史	赤見貞	
3	47	俳句	森田仙次郎	
4	48	南画	三久保孫平	
5	49	短歌	竹中皆二	
6	50	謡曲仕舞	吹田マキ	
7	51	邦楽	魚見辰太郎	
8	52	日本画	柴田確治	
9	53	箏曲	徳永八重子	
10	54	南画	吉村フミ	
11	55	謡曲	長谷川徳次	
		短歌	泉本一雄	
			劇の会久須夜	団体
12	56	絵画	下中義一	
		茶華道	糸谷つぎ	
			貝谷八百子バレ団小浜研究所	団体
13	57	書道	藤川武雄	
		郷土史	前上修英	
			小浜市華道連合会	団体
14	58	華道	池田ヒロ	
			小浜市俳句連盟	団体
			県立若狭農林高校野草研究会	団体
15	59	音楽	田邊暁美	
			和久里壬生狂言保存会	団体
16	60	華道	和久田しゅん	
		舞踊	木崎初子	
			小浜少年少女合唱団	団体
17	61		若狭冠句連盟	団体
			ユーバース・メール混声合唱団	団体
		華道	森 フジ子	
		書道	森 徳左衛門	
18	62	郷土史	柴田伊左衛門	
		写真	国富貞義	
		美術	若狭美術協会	団体
19	63	郷土史	伊藤 浩	
		謡曲	井村誠一	
		短歌	小浜市いずみ短歌会	団体
20	平元	詩吟	小浜詩吟連盟	団体
		洋画	吉田正喜	
		舞踊	森下マサエ	

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
21	2	舞踊	村古一夫	
		美術	笠原輝子	
		美術	墨の舞展実行委員会	団体
22	3	冠句	當野三郎	
		茶華道	野崎隆妙	
		劇団	大島久男	
		南画	若狭南画会	団体
23	4	郷土史	岸部隆雄	
		川柳	青野平一郎	
		美術	刀剣保存会	団体
24	5	茶華道	吉田さだ	
		邦楽	杉田季美枝	
		書道	若狭書道連盟	団体
25	6	百人一首	稲垣恒吉郎	
		日本舞踊	岡本恭子	
		写真	写団わかさ	団体
26	7	詩吟	永井甚一郎	
		茶華書道	鶴田シヅ	
		合唱	小浜第九演奏会実行委員会	団体
27	8	囲碁	河原益貴	
		謡曲	速水兼三郎	
		俳句	森田昇	
		建築	山口文温	
		合唱	花澤栄子	
		文学	若狭文学会	団体
28	9	日本舞踊	吉田悦子	
		合唱	澤田収	
		食文化	人見三郎	
		茶道	小浜市茶道連合会	団体
29	10	華道	北野富士枝	
		南画	山脇延子	
		絵画	上原徳治	
		文学	小畑昭八郎	
		日本舞踊	小浜豊寿会	団体
30	11	園芸	出口良平	
		民踊	長井英代	
		合唱	玉井和典	
		文化財	上坂正夫	
		地域文化	若狭を謳う実行委員会	団体

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
31	12	邦楽	谷口好朗	
		写真	下野儀隆	
		書道	片岡初子	
		郷土史	泊の歴史を知る会	団体
		合唱	小浜婦人会コーラス	団体
32	13	書道	山本 義道	
		合唱	平井 康雄	
		短歌	池田 和栄	
33	14	文化財	小牧 浩哉	
		劇団	寺本 亮	
		合唱	男声合唱団フロッグス	団体
34	15	詩吟	柳本 馨	
		日本舞踊	加門 初子	
		地域文化	足立 直紀	
		川柳	若狭番傘川柳会	団体
		音楽	ミュージックフレンズ	団体
35	16	邦楽	吉田 充子	
		書道	岸本 三次	
		音楽	若狭ウインドアンサンブル	団体
36	17	書道	鹿野 公夫	
		茶華道	畑中 暁子	
		邦楽	小浜三曲連合会	団体
		新舞踊	伊呂波会	団体
37	18	民舞	松山 善昭	
		謡曲	一瀬 敏夫	
		書道	玉井 令子	
		児童文学	おばま児童文学会風夢	団体
		音楽	アンサンブル若狭	団体
38	19	演劇	岡村 昌二郎	
		民謡	楯尾 悦子	
		日本舞踊	河合 良子	
		かるた	小浜市かるた協会沖の石	団体
		短歌	小浜市歌人協会	団体
		音楽	はばたけ未来へ実行委員会	団体
39	20	謡曲	谷口 ツル	
		郷土史	澤田 辰雄	
		編物	清水 久子	
		茶道	政道 知津子	
		合唱	大橋 導子	
		大正琴	琴城流大正琴琴鈴会	団体
		読書会	なぎさ読書会	

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
40	21	歌謡舞踊	西本 良江	
		民踊	小畑 美佐子	
		音楽	小畑 幹子	
		菊作り	菊友会	団体
41	22	音楽	一圓 敏彦	
		書道	中道 佳宏	
		音楽	ブレネリ少年少女合唱隊	団体
42	23	短歌	古谷 義次	
		詩吟	吉岡 隆太郎	
		華道・茶	前田 敦子	
		華道・茶	田中 みさを	
43	24	短歌	加納 暢子	
		美術	貫井 泰一郎	
		音楽	近藤 路子	団体
44	25	民踊	津田 千代子	
		演劇	須田 眞理子	
		華道	渡邊 小春	
		書道	若狭高等学校書道部	団体
		音楽	小浜第二中学校ブラスバンド部	団体
45	26	舞踊	近者 綾子	
		音楽	富士 くみ	
		川柳	前川 正子	
		絵画	服部 陞	
		落語	ちりとて落語の会	団体
46	27	音楽	加福 節子	
		音楽	重田 美幸	
		写真	西田 宏	
		音楽	若狭ギターアンサンブル	団体
47	28	華道	宮本 陽子	
		華道	山下 安江	
		演劇	橋本 正一	
48	29	俳句	信谷 恒	
		茶華道	竹下 智恵子	
		声楽	堂前 智美	
49	30	舞踊	谷口 律子	
		華道	吉田 伸子	
		競技かる	宇田川 節子	
		音楽	松宮 里香	
		地域文化	もみじの会	団体
		音楽	小浜中学校吹奏楽部	団体
50	令元	文学	古谷 智子	
		文化財	中川 健一	
		芸能	北川 敏	
51	令2	芸能	野村 勝	
		芸術	福井 サヨ	
		芸術	竹田 恵子	

(趣旨)

第1条 小浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この規則の定めるところにより、学術・文化の振興発展に貢献したものを表彰する。

(表彰の範囲)

第2条 教育委員会は、小浜市に住所を有するものまたは小浜市と密接な関係を有するもので、次の部門につき著しい業績をあげ、小浜市文化振興に寄与することが顕著であると認めたものおよび文化活動において将来の活躍を期待されるものに小浜市文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を授与する。

科学、教育、文学、芸術、芸能、歴史、その他前条の趣旨を満たす部門

(表彰の対象)

第3条 前条の文化奨励賞受賞者は、全部門を通じて個人または団体を基準として選考する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は文化奨励賞に該当するものに対して、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授またはその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年11月に行う。ただし、事情により臨時に行うことができる。

(受賞者の選考)

第6条 受賞者の選考は、教育委員会の任命する選考委員の合議により推せんされたもののうちから、教育委員会が行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年10月20日教委規則第3号）

この規則は、昭和55年10月25日から施行する。

附 則（平成4年10月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月14日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。